

7. 江別市子どもの読書活動推進計画案公表に対する市民意見

平成19年1月5日から1月23日まで計画案を公表しました結果、意見提出が1件ありました。

意見（要約）
<p>一般市民にも分かりやすく使える計画書であって欲しい。チャート式図表をたくさん使って欲しい。</p> <p>図書館が近くになかったり、幼稚園、保育所に行っていない年齢層への配慮。保健センターの健診のみならず、いつでも読書ができる環境を！</p> <ul style="list-style-type: none">・子どもの生活圏域に読書に親しめる場がない場合は、移動図書館車の運行や地域への団体貸出などのアウトリーチ・サービスを行う。・図書館に機械のレファレンスコーナーだけでなく、「人」の児童奉仕係を置く。・子どもの生活圏域に、子どもが自由な読書を楽しめるようプライバシーを重視し、本に親しめる環境整備が必要。 <p>子どもに直接対応していくボランティア、司書教諭、学校図書館担当者がどう関わるか。司書教諭、学校図書館担当者は担任との兼務で、子どもたちや職員を導いていくための時間、図書館を整備、資料（蔵書）を管理する時間さえもないというのが現状です。読み聞かせ、図書ボランティアに行っても図書館担当者と打合せもできない。これからどうしたらよいか話すこともできないという問題がでています。司書教諭、図書館担当者の時間軽減措置をしていかなければ、理解をもたせるだけでは、実際に動きようがないというのが実情です。少子化に伴い、学級数も減り、司書教諭はますます減ります。</p> <p>小規模校にも司書教諭を配置する。</p> <p>江別市全ての学校に専門、正規の司書を配置する。</p> <p>楽しみとしての読書だけではなく進路、学習、友人関係など悩みも多い不安定な年代である中学生への読書支援を行うには、専門性を持つ専任の司書でなければ困難である。</p>
<p>計画案の市民公表</p> <p>計画案について、皆様のご意見をお聞かせください。</p> <p>計画案の公開場所及び期間</p> <p>公開場所</p> <ul style="list-style-type: none">・市役所1階情報公開コーナー、大麻出張所、野幌公民館・情報図書館本館、江別分館、大麻分館、豊幌小学校図書館・情報図書館ホームページ(http://www.lib.city.ebetsu.hokkaido.jp) <p>公開期間</p> <ul style="list-style-type: none">・平成19年1月5日（金）から1月23日（火）まで <p>計画案についての、意見締切日及び提出先</p> <ul style="list-style-type: none">・平成19年1月23日（火）までに、情報図書館本館へ。 <p>様式は自由です。文書で持参、又は郵送、FAX、いずれでも受付いたします。</p> <p>また、library@city.ebetsu.lg.jpまで、メールでもお寄せください。</p>

8 . 子どもの読書活動の推進に関する法律

公布：平成13年12月12日法律第154号

施行：平成13年12月12日

（目的）

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

9. 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（概要）

平成14年8月2日閣議決定

「家庭、地域、学校を通じた、子どもが読書に親しむ機会の提供」

- 家庭教育に関する学習機会等を通じた、親に対する、読書の重要性の理解の促進
- 図書館等でお話し会などの活動や関係機関と連携した取り組みの充実
- 「子どもゆめ基金」の助成による、民間団体の活動の支援
- 学校における学習活動を通じた読書活動の推進
- 学校における「朝の読書」の奨励や目標を設定すること等による、読書習慣の確立

「図書資料の整備などの諸条件の整備・充実」

- 図書館や公民館図書室など地域における読書環境の整備
- 図書館の図書資料の整備や情報化の推進
- 図書館司書の養成・研修の充実と適切な配置
- 学校図書館図書整備5か年計画による図書資料の計画的整備（公立義務教育諸学校について、平成14年度から毎年約130億円、5年間総額約650億円の地方交付税措置）
- 学校図書館の情報化の推進
- 司書教諭の発令の促進、学校図書館担当事務職員の配置やボランティアの協力

「学校、図書館などの関係機関、民間団体等が連携・協力した取り組みの推進」

- 図書館を中心とした他の図書館、学校図書館、保健センターなどの関係機関、国際子ども図書館等との連携・協力。地域の推進体制の整備等

「社会的気運醸成のための普及・啓発」

- 子ども読書の日（4月23日）を中心とした全国的な啓発広報
- 文部科学省の専用ホームページによる関連情報の広範な提供

本計画に掲げられた各種施策の実施のため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

10 . 文字・活字文化振興法

公布：平成17年7月29日法律第91号

施行：平成17年7月29日

(目的)

第1条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの(以下この条において「文章」という。)を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第3条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力(以下「言語力」という。)の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第6条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、

図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（地域における文字・活字文化の振興）

第7条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するように努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（学校教育における言語力の涵養）

第8条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

（文字・活字文化の国際交流）

第9条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

（学術的出版物の普及）

第10条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文字・活字文化の日）

第11条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、10月27日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施され

るよう努めるものとする。

（財政上の措置等）

第12条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

11 . 学校図書館法

昭和28年8月8日 法律第185号制定

平成15年7月16日 法律第117号改正

(この法律の目的)

第1条 この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もって学校教育を充実することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「学校図書館」とは、小学校(盲学校、聾学校及び養護学校の小学部を含む。)中学校(中等教育学校の前期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む。)及び高等学校(中等教育学校の後期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。)(以下「学校」という。)において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料(以下「図書館資料」という。)を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教育を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

(設置義務)

第3条 学校には、学校図書館を設けなければならない。

(学校図書館の運営)

第4条 学校は、おおむね次の各号に掲げるような方法によって、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

- (1) 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
- (2) 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- (3) 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
- (4) 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。
- (5) 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。

2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

(司書教諭)

第5条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

2 前項の司書教諭は、教諭をもって充てる。この場合において、当該教諭は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。

3 前項に規定する司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受け
て行う。

4 前項に規定するものを除くほか、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その
他必要な事項は、文部科学省令で定める。

(設置者の任務)

第6条 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図
書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

(国の責務)

第7条 国は、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、次の各号に掲げる事項の実施
に努めなければならない。

- (1) 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立するこ
と。
- (2) 学校図書館(国立学校の学校図書館を除く。)の設置及び運営に関し、専門的、技術
的な指導及び勧告を与えること。
- (3) 前各号に掲げるものの外、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置
を講ずること。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和29年4月1日から施行する。

(司書教諭の設置の特例)

2 学校には、平成15年3月31日までの間(政令で定める規模以下の学校にあっては、当
分の間)第5条第1項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる。

附 則(平成9年6月11日法律第76号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年7月16日法律第117号)抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。(後略)

○学校図書館法附則第2項の学校の規模を定める政令(平成9年政令第189号)

学校図書館法附則第2項の政令で定める規模以下の学校は、学級の数(通信制の課程を置く
高等学校にあっては、学級の数と通信制の課程の生徒の数を300で除して得た数(1未満の
端数を生じたときは、1に切り上げる。))とを合計した数)が11以下の学校とする。

附 則

この政令は、公布の日(平成9年6月11日)から施行する。

表彰状

江別市情報図書館殿

貴図書館は子どもの読書
活動の実践において優れた
効果をあげられました
ここにその成果をたたえ
表彰します

平成十八年四月二十三日

文部科学大臣 小坂憲次



江別市子どもの読書活動推進計画

平成19年3月

発行 江別市教育委員会
編集 江別市教育部情報図書館
住所 069-0815 江別市野幌末広町7番地
TEL (011) 384-0202
FAX (011) 385-4129